

富加町児童扶養手当受給者に対する臨時給付金（富加町の独自給付事業）

注 意 事 項

【支給対象者について】

- 児童扶養手当を令和2年5月に支給される方を支給対象者とします。
- 令和2年5月に支給される児童扶養手当において、全部の支給を停止すると決定した方は支給対象者となりません。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童一人当たり3万円です。

【支給予定日について】

- 令和2年6月上旬に支給を予定しています。
- 富加町児童手当受給者に対する臨時給付金（一人当たり2万円の支給）の支給日と同日に、それぞれ給付金毎に支給します。

【支給申請について】

- 申請は不要です。

【支給する上での口座について】

- 原則として、児童扶養手当の支給に指定していた口座に支給しますので、支給に伴う口座の届け出は不要です。
- 児童扶養手当で指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、富加町役場福祉保健課へ口座変更の手続きをしていただきます。

【受給の拒否について】

- 受給を拒否される場合は、令和2年5月26日（火）までに「受給拒否の届出書」の届け出が必要です。「受給拒否の届出書」は富加町役場福祉保健課にありますので、本人確認書類（運転免許証等）と印鑑（認印）をご持参して、届け出をして下さい。

【富加町役場福祉保健課からの問い合わせについて】

- 不明な点があった場合、富加町役場福祉保健課から電話で問い合わせを行うことがありますが、A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、富加町役場福祉保健課、又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年12月28日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金は支給されません。
- 給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。
- 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、富加町役場福祉保健課へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

富加町役場 福祉保健課

〒501-3392 富加町滝田 1511 番地

TEL 0574-54-2183

FAX 0574-54-2461